

「ふるさと納税」の利用者が急増（日本）

1. 「ふるさと納税」とは？

地方税（住民税）の一部を居住地以外の自治体などに寄付できる制度のことです。ふるさと（故郷）以外の自治体でも可能です。住民税の1割程度を上限に、地方自治体に寄付すると寄付証明書が発行され、証明書を付けて確定申告すると、寄付額から5,000円を引いた額に対して、所得税の控除・還付と、翌年度の住民税の税額控除が受けられます。

2. 最近の動向

東日本大震災以降、現在の居住地以外の自治体に寄付をする「ふるさと納税」の利用件数が急増しています。それは、この制度を利用して、被災地に寄付をする人が増えているからです。

例えば、被災地の宮城県では、3月だけで2009年度全体の40倍を超える約3,300万円の「ふるさと納税」を受け付けています。

福島県でも、3月だけで211件を受け付け、その額は1,223万円に達しました。4月以降も、受付件数はさらに増え続け、6,000万円を超えています。

昨年、家畜伝染病の口蹄疫（こうていえき）が発生した宮崎県では2010年度に約4,600件、約1億5,300万円の「ふるさと納税」を受け付けました。これは、2009年度対比で約38倍です。宮崎県はこれを2010年度の歳入に組み込み、畜産農家をサポートする財源にしました。



3. 今後の展開

インターネットを使って手軽に申し込めるサービスが定着してきたことも、「ふるさと納税」の利用を後押ししています。大手検索サイトでは、クレジットカードで「ふるさと納税」ができるサービスを提供。2010年の利用件数は約4,500件だったものが、今年は1～4月で東日本大震災の被災地を中心に、既に約2,000件の利用がありました。「被災地に対する支援活動」として、この方法は急速に拡大しつつあります。

寄付によって税金の使い道を指定できる「ふるさと納税」は、納税者の意思を尊重する画期的な制度です。また、寄付をする先に制限は無く、出身地以外でも「これから応援したいふるさと」を選ぶことができます。

こうして全国各地にふるさとを増やしていく納税者が現れれば、今回のような被災地の復興に役立つだけでなく、大都市と地方の関係も、さらに強化できるものと思われます。

弊社マーケットレポート

[検索!!](#)

2011年05月06日【キーワード No.570】ニッポン復興のための「個人の動き」(日本)

2011年04月26日【デイリー No. 891】日本円の最近の動向 ～4月上旬の円安が一服、対ドルは一進一退～

☆本日の「マーケット・キーワード」のラジオ番組放送内容は、こちら！！☆

■この資料は、情報提供に限定したものととして、三井住友アセットマネジメントが作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものでもありません。■この資料に基づいてとられた投資行動等の結果については、三井住友アセットマネジメントは一切責任を負いません。■この資料の内容は発行日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■この資料は、三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■この資料におけるデータ・分析等は過去の一定期間の実績に基づくものであり、将来の投資成果及び市場環境の変動等を保証もしくは予想するものではありません。■この資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他一切の権利は、その発行者許諾者に帰属します。

【投資信託商品についてのご注意(リスク、費用)】

●投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象としているため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額は変動します。基準価額の変動要因としては、有価証券の価格変動リスク、金利や金融市場の変動リスク、十分な流動性の下で取引が行えない流動性リスク、有価証券の発行体の信用リスク等、及び外貨建て資産に投資している場合には為替変動リスクがあります。したがって、お客さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じ、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

●投資信託に係る費用について

ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。

◆直接ご負担いただく費用・・・申込手数料 上限3.675%(税込)

・・・換金(解約)手数料 上限1.05%(税込)

・・・信託財産留保額 上限0.5%

◆投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・信託報酬 上限1.995%(税込)

◆その他費用・・・監査費用、有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等を信託財産からご負担いただきます。また、投資信託証券を組み入れる場合には、お客さまが間接的に支払う費用として、当該投資信託の資産から支払われる運用報酬、投資資産の取引費用等が発生します。これらの費用等に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定しますので、予めその上限額、計算方法等を具体的には記載できません。

※なお、お客さまにご負担いただく上記費用等の合計額、その上限額および計算方法等は、上記同様の理由により具体的には記載できません。

※上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、三井住友アセットマネジメント株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております(当資料発行日現在)。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等を必ずご覧ください。

三井住友アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第399号

加入協会:(社)投資信託協会、(社)日本証券投資顧問業協会

■この資料は、情報提供に限定したものととして、三井住友アセットマネジメントが作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものでもありません。■この資料に基づいてとられた投資行動等の結果については、三井住友アセットマネジメントは一切責任を負いません。■この資料の内容は発行日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■この資料は、三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■この資料におけるデータ・分析等は過去の一定期間の実績に基づくものであり、将来の投資成果及び市場環境の変動等を保証もしくは予想するものではありません。■この資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者許諾者に帰属します。



三井住友アセットマネジメント株式会社